

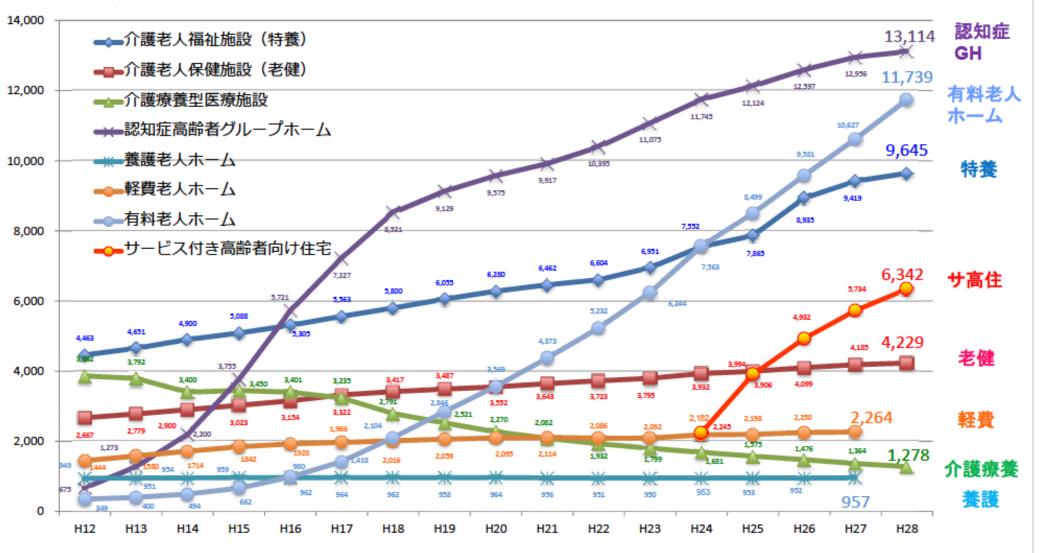
外因性(転落、溺水、異物による窒息等)による心肺停止が疑われる場合は、心肺蘇生を継続し 搬送するものとする。

- ※1 以下の条件が揃う場合には、家族等に引き継げるものとする。
 - (1) かかりつけ医等からの指示又は了解
 - (2) 家族等の了解
 - (3) 家族等による同意書への署名
- ※2 家族等へ心肺蘇生の継続について説明したが理解を得られない等の活動に困難がある場 合には、積極的に救急隊指導医と連携を図る。

【心肺蘇生を中止して医療機関に搬送することについて】

心肺蘇生の中止は緊急性が失われると考えられ、そのような状況下で救急搬送を行うことは消 防法上の趣旨に鑑みて公共性に欠け、更に真に緊急性のある傷病者の救護の機会を奪う可能 性があると考えられるので、原則は代替手段の利用が期待されるものである。

(単位:件)



^{※1:}介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」及び「介護給付費実態調査(10月書産分)【H14~】」による。

^{※2:}介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスの請求事業所を合算したもの。

^{※3:}認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。

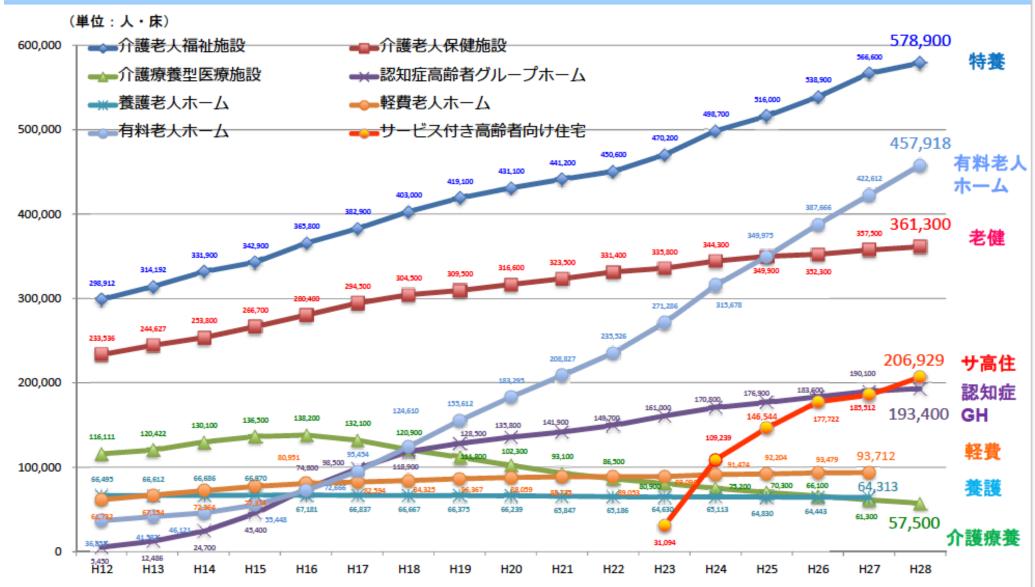
^{※4:}養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、ただし、H21~H23は調査対象施設の数、H24~H27は基本票に基づく数。

^{※5:}有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/1時点)による。

^{※6:}サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9/30時点)」による。

図4 高齢者向け住まい・施設の定員数

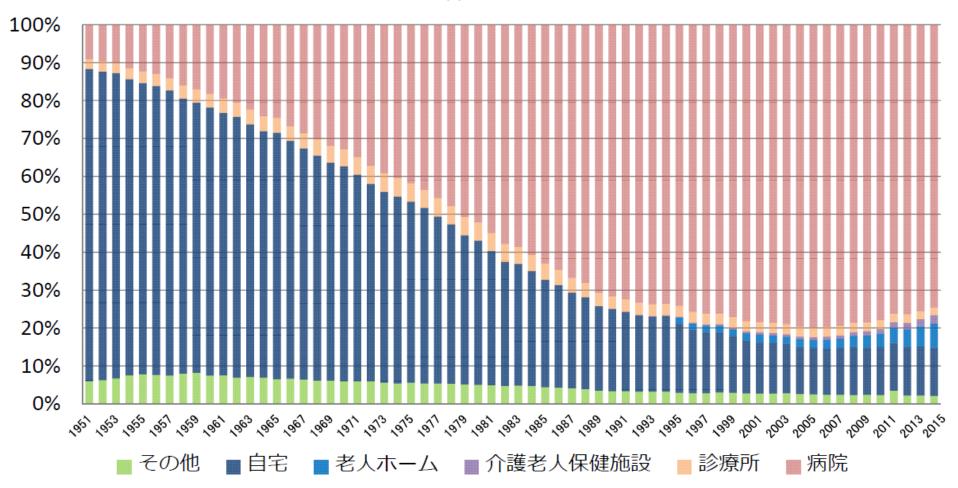
(文献20より引用)



- ※1:介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」及び「介護給付費実態調査(10月書査分)【H14~】(定員数ではなく利用者数)」による。
- ※2:介護老人福祉施股は、介護福祉施股サービスと地域密着型介護老人福祉施股入所者生活介護を合算したもの。
- ※3:認知症高齢者グループホームは、H12~H18は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。
- ※4:養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「H25社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24~27は基本票の数値。
- ※5:有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/1時点)による。
- ※6:サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9/30時点)」による。

図5 死亡場所(年次推移)

死亡の場所別にみた年次別死亡数百分率



厚生労働省ホームページより